

懇ねんごころに仕るべき事

一 公儀御法度何にても相背あいそむかず、中なかにも行方ゆくえ

しれざる牢人ろうにん、郷中ごうちゆうに抱置かかえおくべからず、夜盗よとう

同類どうるい又は

公儀御法度を背候そむいたづらものなど、郷中へ

かくれ居い、訴人そにんこれあつて

公儀へ召連参りめしつれまい、御僉議中相詰候ごせんぎちゆうあいづめえは、

★牢人（浪人・ろうにん・職を離れた者）

いたづらもの（徒者・不義をする人、ならず者）

僉議（せんぎ・罪人の取り調べ、吟味）

殊ことの外郷中ほかごうちゆうのくたぶれに候、又は名主・組頭・

長百姓おみ並一郷なちびだいらごちゆうの惣百姓ぞうに悪にくまれ候わぬように、

物事正直ものごとしやうじきに徒たなる心持ち申すまじき事

一 百姓は衣類いらいの義ぎ、布木綿ぬのもめんよりほかは、おび・

きもの裏うらにも仕るまじき事

一 少すこしは商あきなひこころもこれありて、身しん上しやうもちあげ候

ように仕るべく候、その子細しさいは年貢ねんぐの為ために

★殊の外（ことのほか・格別、はなはだ）くたぶれ（草臥・疲弊すること）

長百姓（おさびやくしよう・おとなびやくしよう・年寄とも、村内の有力な百姓）

惣百姓（そうびやくしよう・全ての百姓、検地帳に記載された本百姓）